

平成30年第1回羅臼町議会定例会（第3号）

平成30年3月15日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
（議案第7号から議案第12号、議案第16号から議案第17号及び議案第24号から議案第25号10件一括）
- 日程第 2 議案第13号 羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議案第14号 羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議案第15号 羅臼町有バス運行等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議案第18号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第19号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第20号 羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第21号 羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について
- 日程第 9 議案第22号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第23号 羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 発議第 1号 根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書
- 日程第12 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第1 発議第 2号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	川端達也君	まちづくり課長	平田充君
産業課長	八幡雅人君	総務課長	対馬憲仁君
税務財政課長	鹿又明仁君	納税担当課長	中田靖君
環境生活課長	堺昇司君	保健福祉課長	太田洋二君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	建設水道課長	武田弘幸君
学務課長	大沼良司君	学務課長補佐	福田一輝君
会計管理者	仙福聖一君		

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松田伸哉君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（村山修一君） 日程第1 予算審査特別委員会に付託をいたしました、3月9日の一括上程に係る議案第7号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの10件の審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 予算審査特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第7号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第12号平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び議案第16号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第24号工事請負契約の締結について、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの10件の審査結果につきまして、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、委員会審査結果報告書を議長に提出しております。

審査結果について報告をいたします。

本委員会は、3月9日の本会議において、議員全員による予算審査特別委員会として設置され、平成30年度一般会計予算ほか9件について、3月12日及び13日、14日の3日間にわたって、慎重かつ熱心に審査が行われました。

その結果、平成30年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び各特別会計予算、企業会計予算並びに関連する条例につきまして、出席委員の全員一致により原案のとおり可決決定いたしました。

ただし、知床羅臼国保診療所の常勤医師の2名体制を早急に整備され維持されるよう申し添えます。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

平成30年3月15日、予算審査特別委員会委員長、坂本志郎。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

この委員会は議員全員で構成する委員会ですので、質疑については省略をいたします。

これから、議案第7号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの10件について、一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号から議案第25号までの10件は、委員長の報告どおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第7号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの10件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第13号 羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第2 議案第13号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の43ページをお願いいたします。

議案第13号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

44ページをお願いいたします。

羅臼町課設置条例の一部を改正する条例。

説明につきましては、お手元の参考資料の資料11の1、羅臼町課設置条例の一部を改正する条例の概要により説明させていただきますので、14ページをお開き願います。

改正理由であります。今回の改正は、地域経済が漁業に支えられている羅臼町として、産業振興の充実と各団体との強固な連携を図るため、庁内組織のまちづくり課と産業課を統合し、産業創生課を新設し、町民の声を反映しやすい体制を構築する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。第1条は課の設置で、改正前の第2号ではまちづくり課を削除するものであります。

第2号から第5号では、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

第6号では、第7号「産業課」を第6号「産業創生課」に改めるものであります。

第7号では、第8号を1号繰り上げるものであります。

第2条は分掌事務で、改正前の第2号では、まちづくり課のアからオまでの五つの分掌事務を削除するものであります。

第2号から第5号では、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

第6号では、第7号「産業課」を第6号「産業創生課」に改め、まちづくり課の分掌事務だった五つの分掌事務を追加するものであります。

第7号では、第8号を1号繰り上げるものであります。

附則といたしまして、施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

なお、参考資料の15ページ、資料11の2の新旧対照表につきましては、後ほどお目通し願います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

4番、宮腰實君。

○4番（宮腰 實君） この件に関しましては、町長がかなり強い意欲を持って決められたことと思います。非常にこの厳しい漁業環境の中で、これに立ち向かうための施策として練りに練られたものと大変期待しております。そこで、委員会の折には副町長からしか思いをお聞きすることができなかつたものですから、ここで町長の強い思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この課の設置条例につきましては、昨年も提案を上程をさせていただきました。実現はできませんでしたが、この1年間見てみますと、まちの基幹産業である漁業というものがさらに危機的な状況に陥っているというようなこともございました。また、その間、この課の設置条例ができない中で職員は一生懸命、いろいろそれぞれの課の域を超えた中で協力し合って、まちづくりのために熱心に日々活動、仕事をさせていただいたというふうに思っております。

そういった中で、政策課題に関する管理職のプロジェクトというものを提案をさせていただいております。これは8項目にわたって、さまざまな分野でさまざまな課の課長または管理職の方々が集まって、一定の方向性を出していただいております。これをもとに、今後、まちづくりというものを、それから地域の産業について、しっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

この8項目の中には、当然ながら一園一校化であったり、それから老人または高齢者の交通手段の確保であったり、総合的な子育て、親育てのことについて、しっかり議論をさせていただいたり、それから公用車の貸し出しであったり公共施設の今後のあり方ということについても時間をかけてじっくり、しっかりした提言をいただいておりますので、そういったことをまとめていくという中においても、今回のこの課の統合というのは、水産、観光、それから農業もそうです、商業、さまざまな地域の経済に対してしっかりと対応し

ていくためには、この課の統合というのは必要であろうというふうに私は考えております。

先般の予算委員会の中で、さまざまな御提言をいただきました。ふるさと納税のことについても、今後どうなのだと。これは職員に負担がかかっているのではないのかというようなお話もございました。また、これはちょっと言い回しのどのかなというところがありますけれども、本業に影響はないのかと。本来、ふるさと納税の取り組み、またはブランド化についての取り組みというのは、これは本業であるべきものだと。職員の本来としてやっているものだというふうに思っておりますので、そういったことについても説明をさせていただきました。

時期的に非常に大変なことはあるけれども、何とか1年通してやっているというような、担当のほうからも報告があったと思いますけれども、それをさらに効率よくやっていく。それから、課を統合することによって、今、実は職員費というものが非常に大きくかかっている現状の中で、新たな職員をたくさん入れていくであったり、人をたくさん使っていくということは、議会からもいろんな場面で御指摘も受けておりますので、そこをどうやって減らしていくか、そういったことも片方ではやっていかなければいけない。そういうふうになりますと、やはり課を統合した中で、こういった取り組みも効率よく、さらに、町民のためになるような形の中で進めていかなければいけないということを、この1年間さらに強くしたものでありまして、昨年と同じような、こういった課の設置条例という形で上程をさせていただいておりますけれども、その辺については私の思いとして、これからこのまちの産業をいかにしっかりした基盤をつくっていくか、また、そこをやっぴりリードしていくような立場で行政もかかわっていかなければいけない。それを各産業団体に任せていけるような状況ではないというふうに思っております。ですから、まちがしっかりリードした上で、このまちの産業をしっかり結びつけていくためには、この課の設置条例、統合というものは必要であろうというふうに強く感じているところであります。

ですから、ぜひとも、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 本当に熱い思いをありがとうございました。

この漁業の不振は、本当はこれで底をついたというのが、ここから上だけだというのであれば本当に望ましいのですけれども、まだ、もしかしたらもっと下があるかもしれませんし、そういうことになっていきますと、なおさらこのまちというのが疲弊していくと思いますので、まちの職員の皆さんもかなり人数が減ってきております。しかし、おっしゃったように、別な課、確かに課はあるのですけれども、よそから来た、つまり町民の皆さんがまちの役場を訪れたときには、みんな役場の職員の方なのです。何々課の方というつもりで来ているわけではないのです。ですから横断的に、人数も少ないことですから、横断的にみんなの仕事が大体わかる、そこ行ってくださいみたいに簡単にお話しでき

る、あるいはまちの中で相談を受けたときに、その課のことは私知りませんだとかということ、にべもなく断るようなことがないように、本当にまちの皆さんのために一丸になって御努力願いたいと思います。

どうぞ、よろしく願いいたします。応援しております。

○議長（村山修一君） ほかにございませんか。

7番、松原臣君。

○7番（松原 臣君） 私も町長の、今、宮腰議員の質問で一応聞いたわけなのですが、私も聞きたいのは課を産業創生というのに、まちづくり課を廃止して、そういう形ですと。

まず1点目は、町長みずからまちづくり課というのは、町長が課を設置した。そして、設置した上で、それをなくしてまでも一緒にして産業創生という課をつくるという、そこから辺の考え方とか思いを説明していただきたい。

それからもう一つ、住民がやっぱり来た場合、いろいろ考えて創生という言葉が出てきたのでしょうけれども、どうも最初ぱっと見たとき、ちょっと私も想像的にはわかる、本当の意味は何かと思ってちょっと辞書を引いてみましたら、「初めて生み出すこと」、それから「初めてつくること」という意味なので、改めて一からやり直すのだというような思いでつくったのか、それは町長のお考えをこれからお聞きしたいというふうに思います。

それからもう1点、これで所管変わりますよね、所管が。それで、この所管がそのまま2委員会なので、片方に移るということになれば、非常に常任委員会として極端にバランスが悪くならないのかと。ちょっとそういう心配もしているのですけれども、その点もお答え願いたいと。

そしてもう一つなののですけれども、このシからタまであるのですけれども、この中で産業創生課になった場合、全部を移さなくても、私は企画振興でもできるものがあるのではないかと。具体的に三つ申し上げたい。まちづくりに関すること、Kプロジェクトに関すること、いきいき提案型に関すること。これは、産業創生課ができて、そちらで十分対応できるのではないかと私の意見です。それについて、まずお答え願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） まず、まちづくり課は、私が就任したときに創設をさせていただきました。2年目だったと思います。そのときにつくって、1年後に、昨年、統合したいと。これは1年やってみて、実はやっぱり仕事量、それからまちの状況、これからの経済、そういうものを考えたときに統合が必要だということで、まちづくり課として統合したいというお話をさせていただきました。そのときに、さまざまな御提言をいただきました。議会からもいただきました。これは、例えば産業創生はわかりづらい。前回はまちづくり課というときに、何で産業が入っていないのだと、名前のことについて言われた記憶

もでございます。この1次産業のまちであって、産業課をなくするのはいかがなものかというようなお話をいただきました。

それから、これについてはいろんな、産業創生という名前については、いろんなことを考えながらこの名前にしたいというふうに思っておりますけれども。だからといって、決して名前にこだわっているわけではございません。ただ、今言われたとおり、初めてつくり上げていくもの、それから、僕の中では、今こそ生まれ変わっていかねばならない時期に来ているのではないかと、産業として。

このまちの産業のあり方というものを、もっともっと線で結びつけていなければいけないだろう。漁業と観光であったり、観光と商工であったり、そういったものがそれぞれの中で動いていくのではなくて、それを線でちゃんと結びつけていく。その手助けをできる課としてやっていきたい。そういう中で新しいものを生み出していきたいという思いからでございます。

ですから、この産業創生課という名前が万が一、名前が悪いということであれば、別にそこに私はこだわっているわけではなくて、あくまで町民がこれから、このまちの産業がしっかり町民に反映していく形をつくり上げていきたいという思いからであります。

それと、このことによって、常任委員会の所管が変わるということでもありますけれども、これは、今まで産業課の中に統合されるという形になりますから、当然ながら、経済のほうの委員会のほうになるのだろうというふうに思っております。このことについては、議会のほうも含めて、そのような対応をお願いしたいというふうに思っております。

また、企画サイドでできる仕事はあるのではないかとということでもありますけれども、現在までも三つの課の中で、企画は企画としての役割をしっかりと果たしてもらっております。今現在、企画のほうとしては、さまざまな、例えば広域行政にかかわることであったり、地域づくりにかかわる、一見何となく同じような仕事ではないのかというふうに思われがちですが、そこはしっかり課の中で分けて対応させていただいておりますし、北方領土に対することや広報なんかも企画のほうで行っている。

今回の産業創生課につきましては、直接的にどんどんどん町民側に出て行って、まちの中に出て行って、しっかりそこで対応する。どちらかという、実動部隊的な役割を果たしていくのだろうというふうに思っております。ですから、今まであった産業課、実はもともと水産商工観光課といわれる全ての産業を担っていた課があったわけです。それが今回、まちづくり、実際の実動部隊としっかり結びつくことで、より効果的によりスピーディーにいろんなことに対応していけるだろうというふうに思っております。そういった意味では、企画と、この新しくなる産業創生課というものの役割分担というのがそれぞれ違うものである。ただ、そうであっても、しっかり連携をしていけるというような形の中で進めていきたい。

昨年、機構図を皆さんにもお配りしたというふうに思いますけれども、その中でも一部分ながっているという機構図を昨年、苦肉の策でしたけれども、つくらせていただいて

進めさせていただいていました。企画と、それと産業課、まちづくり課というものがしっかりつながっているのだというような形をつくらさせていただきましたけれども、その中でも、今後も企画とこの産業創生課というのはしっかり連携をしなければいけないというふうに考えております。そういった意味からも、しっかりすみ分けはできるものというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 私が、やっぱり考えるときに、もう一つお答えをちょっと。バランスです。これでバランスが2委員会でバランスはどうなのだろうかと思って、その点ちょっとお伺いして言ったのですけれども、答弁ないのです。その辺、どうですか。ふえても、2委員会としての機能は片方に四分六とか、極端に言えば、その委員会の所管がそんな割合になっていかないのかという部分があるので、その点ちょっと、もう一度答弁をお願いしたい。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま常任委員会の割り振りという話でありますけれども、現在と何も変わらないというふうに思っております。

総務民生につきましては、総務あるいは税務財政、環境、保健福祉等、これは変わらない。産業創生、建設、水道については、経済文教、それに教育委員会が入っておりますので、ただ、今まであったまちづくりの部分がなくなったということでありまして、その産業課のほうにまちづくりの事務分掌がそこに行っているということでありまして、極端に公平を欠くような常任委員会の指向にはならないというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 説明をいただきました。そういうことであれば、常任委員会としてもやはり2委員会ですから、ある程度それなりの5人、5人の議員しかおりませんので、その辺のことを考えると、やっぱり、委員会のバランスというのが大事だと考えたものですから、質問いたしました。

それで、委員会でも今回の課設置条例、産業創生課にするに当たって、前回、産業をなくしてまちづくり課にすると言って、否決されたという結果になったのですけれども、それで、また委員会でも副町長の聞いたら、中身は変わらないのだというお話をいただきました。

それで、もし中身が変わらないで、今のような課設置条例をつくるのであれば、前回否決されたのであれば、議会と、やはり本議会で3回くらいしか質問できないことから、非常に議論ができないということがあって、出す前に、ルール違反でも、何でもかんでも議会に相談しろというわけではないのですけれども、そういう経緯があるのですから、やはり事前に議会と懇談なり、オープンに議論をする場をつくっていただきたかったというふうに、残念に思っているのですけれども、その点、いかがですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま昨年否決された議案についてさらに出すのであれば、事前にいろんな報告なり内容なりというものを説明が欲しかったというお話だということ、残念に思うということであろうかと思えます。

私も非常に残念です。実はこれについては、こちらから提案をさせていただいているので、そのことについて必要であれば、例えばきのうの予算委員会であったり、そういった中でいろんなお話もできたのだらうと。

ただ、あるものだと思って、私のほうもいろいろ考えもございました。しかしながら、チャンスがあっても、なかなかそういったことが、私の発言の機会というものなかったという中で言うと、私も非常に残念に思っているわけでありまして、では事前に、この課の設置条例というものを議会に報告をして内容をということであれば、私のほうからこのことについて、お話をさせていく機会を議会にお願いしてつくるという立場ではないだろうというふうに思っております。要請があれば、当然それにお応えするという姿勢ではございますけれども、私の考え方ではそういったことであろうというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 非常に、今の答えで残念に思います、さらに。というのは、初めて出す条例であれば、私こんなことは言わないのです。中身は何も変らない条例でこうだから、そういう1年間の間にこういうことを考えてこうだから、ぜひ、こういう課を設置したいという思いで私は言ったのです。

初めて出す課であれば町長の言うとおりの、いいです。だけれども、中身が何も変らない設置条例にするのであれば、やはり町長のほうが積極的に議会に、前回否決されたのですから、中身が同じだということになれば、議会に相談しろとは言いません。やはり議会としても理解をしたいと思うから、私、こういうことを言っているのです。なるべく町長の思いも聞きたいだろうし、最後にそうなったらどういうふうにしていくのだと、そういう考え方も聞きたい。

けれども、時間のない中で、前回そういう機会があったなら、職員がいる中で議論できる場合と、町長と議会と議論する場合と場が違くと私は考えております。

だから、私はこれは町長の考え方もあるのかもわかりませんが、非常に残念にそのことは思って、質問を終わります。

○議長（村山修一君） 松原議員、回答は必要ですか。

○7番（松原 臣君） ありません。

○議長（村山修一君） ほかにございませんか。

1番、加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 去年、私がこの席で否決するような発言をしたことで混乱をしたのだらうというふうに思っております。ただ、そのときは、産業課をなくしてまちづくり課にするという提案でございました。それで私は、このまちは、まちづくりは産業の一つなのだろうと。だから、産業が中心なのですということ、たしか言ったように記憶して

おります。

今回、そういう意味では、まちづくりをなくして産業課に統合していくということを考えますと、まちづくりの中心が産業だというふうに町長が理解したのだらうというふうに私は思います。委員会でも、そのことを私は言いまして、今回のこの課の設置条例については、町長はまちづくりの中心が産業にあるのだらうということで、産業創生課という名前をつけたのだらうということで私は賛成をしていくつもりであります。

ただ、これは今まであった課を一つにした案でよろしいのですけれども、実は委員会の中にいろんな事務所管があるのです。これは、たまたまあったものを一つにしたからいいのですけれども、例えばこれがまた別な所管に変わるような課の設置だとか、この議題とはまた別なのですけれども、そういうような課がもしかできた場合については、所管が変わるのです。そうなりますと、先ほど言ったように所管が変わるので、そのことによって委員の構成も変わらざるを得ないという場合もなきにしもあらずということで、私は考えております。

今回については、3課の中で同じくありましたから、統合したと言われれば、それで同じような常任委員会の中の構成ですからいいのですけれども、もしかこれが、また別な課ができて、委員会が変わるようなときには、多分、松原議員はそのことを言っているのだらうと。そのときには、事前に相談を議会のほうにしてほしい。そして、委員会構成もそれなりに変えていかなければならないという重要な場面も出てくるというふうに私は考えております。

そのことも含めて、町長にはそのことを肝に銘じていただいて、課をつくったり廃止をしたり、また新たな部分というときには、議会の構成も考えていただいて検討していただきたいというふうに思っております。

今回については、町長の思い、まちづくりの中心は産業であるということで、お話しただけならばというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 各議員に申し上げます。

当議会は、討論の制度をとっておりませんので、質疑はお受けしますけれども、賛成討論、反対討論はしないようお願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第13号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第14号 羅臼町個人情報保護条例の一部を改正
する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第3 議案第14号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の45ページをお願いいたします。

議案第14号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

46ページをお願いいたします。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

説明につきましては、お手元の参考資料の資料12の1、羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要により説明させていただきますので、19ページをお開き願います。

改正理由であります。今回の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が一部改正され、個人情報の定義、個人識別符合の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いに関する規定の整備の措置を講じる必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。第2条は定義で、第1号では氏名、生年月日、その他の記述等について定義し、個人情報には個人識別符合、いわゆるマイナンバーが含まれることを明確化するものであります。

第2号では、個人識別符合を定義するものであります。

第3号では、人種、信条、病歴等のセンシティブ情報、プライバシーなどを慎重に扱われる情報、機微情報ともいいますが、これを要配慮個人情報と定義するものであります。

第4号から第6号では、改正後の第2号、第3号が新たに加えられたことに伴いまして、改正前の第2号が第4号となり、以下2号ずつ繰り下げられるものであります。

第7号では、第1号において、電磁的記録の定義を設けたことに伴い、用語の統一を図るものであります。

第8号では、改正後の第2号、第3号が新たに加えられたことに伴いまして改正前の第6号が第8号となるものであります。

第6条は、個人情報取扱事務登録簿で、第8号では個人情報取扱事務登録簿について要配慮個人情報が含まれる旨を追加するものであります。

第9号では、改正後の第8号が加えられたことに伴いまして、改正前の第8号が第9号となるものであります。

第7条は収集の制限で、第4項では改正前の第2号、第3号において、要配慮個人情報の定義を設けたことに伴い、用語の整理を行うものであります。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置で、本改正に伴う文言の整理であります。

第3項は羅臼町債権管理条例における本改正に伴う引用条文のずれの修正であります。

なお、参考資料の20ページ、資料12の2の新旧対照表につきましては、後ほどお目通し願います。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、質疑はこれで終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第14号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第15号 羅臼町有バス運行等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第4 議案第15号羅臼町有バス運行等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（堺 昇司君） 議案の48ページをお願いします。

議案第15号羅臼町有バス運行等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町有バス運行等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

49ページをお願いします。

羅臼町有バス運行等に関する条例の一部を改正する条例。

説明につきましては、お手元の参考資料13の1、羅臼町有バス運行等に関する条例の一部を改正する条例の概要により御説明いたしますので、参考資料24ページをお願いいたします。

改正理由であります。今回の改正は、平成30年4月1日より町内に在住する高校生

以下の生徒・児童の循環バス料金を無料とするため、羅臼町有バス運行等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。

改正前の第5条第1号で、小学生から一般客までを削除し、町内に在住する高校生以下の生徒・児童を無料とする記述を追加し、2号で高校生以下の月額定期券料金の記述を削除するものであります。

附則として、施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

なお、参考資料25ページ、資料13の2の新旧対照表につきましては、後ほどお目通し願います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第15号羅臼町有バス運行等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第18号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第18号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の54ページをお願いいたします。

議案第18号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る

基準に関する条例の一部を改正する条例制定を別紙のとおり制定する。

55 ページでございます。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正条文につきましては、以下64ページまで記載のとおりであります。内容につきまして御説明いたしますので、参考資料の31ページ、資料16の1をお願いいたします。

改正条例の説明資料であります。今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、新たに介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法にまたがった共生型サービスが開始され、改正条例においても、各省令に共生型サービスの基準となる規定が追加されたことから、関連条例を改正するものです。

主な改正の内容といたしましては、介護医療院の創設と一つの事業所で障害福祉サービス事業所から要介護者介護保険事業所への移行がスムーズに切りかわれる共生型のサービスを行う事業所が創設可能となったものです。

条項ごとの改正につきましては、記載のとおりの内容で、40ページまでございまして、ただいま御説明いたしました介護医療院の創設に係る内容と共生型のサービスについて、またその他法改正に伴う関連条文の文言整理を行っております。

改正条項の説明につきましては、常任委員会で詳しく説明をさせていただいたとおりでありますので、新たに設けられた部分のみ御説明をさせていただきますので、御理解を賜ります。

まず、目次の改正は、第5節として新たに設けられました共生型地域密着型サービスに関する基準を定めており、これまでの5節を6節に変更しております。

第1条の趣旨、第2条の定義で、この共生型地域密着型サービスに係る内容を追加しております。

次のページで、第3条の指定地域密着型サービスの事業の一般原則では、連携する機関に市町村を追加しております。

第6条、定期巡回、随時対応型訪問介護看護従事者の員数では、第1項から第12項までの7項で、介護医療院の追加や時間指定の廃止など、関係条項の整理を行っております。

第20条サービスの提供記録では、これまで文章をもって提供しておりました、「提供する記録」を「記録の写し」に改正しております。

第32条から次のページの59条の12にかけましては、地域との連携規定や指定地域密着型通所介護の具体的取り扱い方針について整理する規定を定めております。

第5節として、新設されました共生型の地域密着型サービスに関する基準の節を設けておきまして、第59条の20の2で、共生型地域密着型サービスに関する基準に関する条項を追加し、第1項と第1項の1号、2号で利用者の員数等の条件と適切なサービスを提

供するための条項を追加しております。

次の第6節につきましては、第5節を1節繰り上げたものでありまして、次のページの59条の25から39ページ、202条までの改正につきましては、地域療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準につきまして、記載のとおり改正するものです。

39ページの附則の改正につきましては、それぞれ介護医療院の増設と共生型サービスについての規定を追加したものであります。

40ページで、この改正条例の附則といたしまして、第1条施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上であります。資料16の2として、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第18号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。11時10分、再開します。

午前10時51分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第19号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定に

ついて

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第19号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の65ページをお願いいたします。

議案第19号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

66ページをお願いします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正条文につきましては、以下67ページまで記載のとおりであります。改正内容につきましては、参考資料の78ページ、資料17の1をお願いいたします。

改正条例の説明資料であります。今回の改正理由であります。介護保険法の改正に伴い、平成36年3月に廃止される介護療養型医療施設の受け皿として、住まい、医療、介護の機能を合わせ持つ新しい介護保険施設、介護医療院が創設されることと、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、身体拘束等の適正化を図るための措置について追加するものです。

また、これまで厚生労働大臣が定めるものを改めて、町長が定め運用していた条項がありましたので、あわせて整理するものです。

条項ごとの改正内容につきましては、以下記載のとおりでして、それぞれ条文に介護医療院を追加することと、厚生労働大臣が定めるものに変更するものでありますので、そのほかの内容について抜粋して御説明をいたします。

第9条、利用定員の第1項は、介護予防認知症対応型通所介護の共用型施設の利用者の数を1日当たり12人以下とする規定を追加したものです。

79ページの第78条は、介護予防認知症対応型共同生活介護に係る身体拘束等の禁止についての規定でありまして、第3項として、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に対して、身体拘束等の適正化を図るための条項を定めており、第1号として、対策

検討委員会を3カ月に1回以上開催するとともに、介護従業者の周知徹底を図ることを定めております。

第2号では、身体拘束等の適正のための指針を整備すること、第3号で従業者に対し、身体拘束等の適正のための研修を定期的に行うことを定めております。

附則といたしまして、第1条施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

次のページには資料17の2として、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しを願いたします。

以上であります。よろしく願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第19号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第20号 羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第20号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の68ページをお願いいたします。

議案第20号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

69ページをお願いします。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正条文につきましては、以下70ページまで記載のとおりですが、内容につきまして御説明しますので、参考資料の88ページ、資料の18の1をお願いいたします。

羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例、説明資料であります。

改正理由と内容であります。介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援事業者が行う要支援者を支援する基準に当該利用者が入院の必要が生じた場合、当該病院または診療所に担当職員の氏名及び連絡先を伝えることや、訪問看護や通所リハビリテーション等の医療サービスを希望した場合に作成した介護予防サービス計画を当該医師に交付するなど、医療機関との連携強化についての改正を行うものです。

以下、改正条項であります。

第2条の基本方針では、第4項の指定介護予防支援事業者が連携する施設に指定特定相談支援事業者を追加する改正です。

第5条は、運営に関する基準でありまして、内容及び手続の説明及び同意について、第2項で利用者が複数のサービス事業者等の紹介を求めることができること、第3項では利用者が入院する場合、当該病院等に担当者の氏名及び連絡先などの報告が必要とした規定を追加しております。

第31条は、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針として、第1項第9号でサービス担当者会議に利用者及びその家族の参加を基本とすること、第14号の2で利用者の同意を得て、必要な情報を関係機関に提供すること、第21号の2で、介護予防サービス計画を医師などへ交付することとした条項を追加しております。

附則といたしまして、第1条施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

改正内容につきましては以上であります。資料18の2として、条例の新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第20号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第21号 羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定

に関し必要な事項並びに指定居宅介護
支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第21号羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の71ページをお願いいたします。

議案第21号羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について。

羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

72ページをお願いいたします。

羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例であります

条例制定文につきましては、以下目次に記載のとおり、第1章から第6章まで、全32条で定めておりますが、各条項の内容につきまして御説明いたしますので、参考資料の94ページ、資料19をお願いいたします。

条例制定説明資料であります。今回の条例制定の趣旨であります。現在、居宅介護支援に係る居宅介護支援事業者の指定は、事業者からの申請に基づき都道府県が行っているところですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正によりまして、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、指定居宅介護支援事業者の指定権限が、平成30年4月1日に都道府県から市町村に委譲されます。これに伴いまして、現在都道府県の条例で定められている事項に関し、市町村において、その基準条例を定める必要があることから、新たに条例を制定するものであります。条例委任事項及び根拠規定につきましては、記載のとおりであります。

95ページで、制定条例の概要であります。各条項ごとの内容につきましては、常任委員会で詳しく説明をさせていただいておりますので、各章ごとの説明をさせていただきますので、御理解を賜ります。

第1章総則第1条は趣旨でありまして、居宅介護支援事業者の指定及び指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めております。

第2章第2条の指定に係る申請の要件を申請できる者は、法人と定めております。

第3章第3条基本方針で、指定居宅介護支援事業者が行うサービスに対する基本姿勢など、その利用者の状況により、第1項から第4項まで定めております。

第4章は人員に関する基準でありまして、第4条の従業員の員数は、介護支援専門員を常勤と定め、基準利用者数を35名と定めております。

また、第5条では指定居宅介護事業所ごとに、常勤の管理者を置くことを定めております。

第5章は運営に関する基準を定めておりまして、第6条の内容及び手続の説明及び同意から、97ページの第31条記録の整備まで、それぞれの見出し、内容のとおり規定を定めております。

97ページで、第6章は基準該当居介護宅支援に関する基準でありまして、第32条は準用規定であります。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第21号羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第22号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第22号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の86ページをお願いいたします。

議案第22号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

87ページをお願いいたします。。

羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容でございますが、参考資料 98 ページ、資料 20 の 1、羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要にて御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

改正理由でございますが、国民健康保険の都道府県化に伴い、施設等に入所し、住所が移った国保の加入者が後期高齢者医療の対象となった場合も継続して前住所地の自治体の被保険者とするよう見直すものでございます。

改正内容でございます。

第 3 条保険料を徴収すべき被保険者第 2 号で、準用する範囲を追加しております。第 3 号では、施設等に入所している者が引き続き住所地特例の適用となることを追加しております。

附則といたしまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

以上でございますが、続きます参考資料の 99 ページ資料 20 の 2 に、本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第 22 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 22 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 9 議案第 22 号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 23 号 羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第 10 議案第 23 号羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（大沼良司君） 88 ページをお願いします。

議案第 23 号羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

89ページをお願いします。

羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

羅臼町立幼稚園設置条例の一部を次のように改正する。

改正条文につきましては、以下のとおりです。

条例改正の概要につきましては、参考資料にて説明申し上げます。参考資料の100ページの資料21の1をごらんください。

改正理由、町立幼稚園の入園料を一人につき3,000円を負担していたところでありましたが、無料とするための改正を行うものです。

改正内容、第3条第2号入園料を無料とし、附則第1項では、施行期日平成30年4月1日から施行を追加し、第2項では、この3,000円につきましては要綱を備え、全額を助成してきましたことから、羅臼町立幼稚園入園料助成金交付要綱を廃止するものであります。

次の101ページには、新旧対照表を載せてございます。資料の21の2でございます。こちらにつきましては、御確認をよろしくお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第23号羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第1号 根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第11 発議第1号根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松原臣君。

○7番（松原臣君） 発議第1号根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年3月15日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員松原臣。

賛成者、羅臼町議会議員宮腰實、同じく坂本志郎、同じく高島讓二。

根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書。

我が国固有の領土である北方領土に隣接した根室海峡海域においては、昭和63年ころよりロシア連邦トロール漁船による操業が始まって以来、当該海域のスケトウダラ資源が激減しており、羅臼地区においては、これまでに2度にわたる68隻の減船や休漁などの自主的な漁業再編対策を余儀なくされてきたところである。

また、平成10年から操業が開始されている北方四島周辺水域における安全操業において、近年ロシア側に訪船が増加し、操業等への支障が生じているほか、ロシア連邦トロール漁船による漁具被害が発生し、これまで延べ208件、6,500万円以上の被害額となっているところであり、漁業者にとってロシア連邦トロール漁船による漁具被害は漁具の補充と水揚げの減少など多大な負担となっている。

さらに、近年は、羅臼地区のスケトウダラのみならず、標津や野付地区においてもコマイやカレイなどの沿岸資源に大きな影響が見られ、これ以上資源が減少した場合、根室海峡海域で操業する漁業者の経営が成り立たなくなるばかりか、漁業を主産業として発展してきた地域の産業構造そのものも崩壊につながる極めて重大な局面を迎えている。

このため、毎年、地元から国に対して申し入れが行われているが、依然としてロシア連邦トロール漁船の操業が行われており、漁具被害などが続いている状況にある。

よって、国においては、根室海峡海域でロシア連邦トロール漁船操業の停止を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月15日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしく願い申し上げます。。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 発議第1号根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定しました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。午後1時、再開します。
なお、11時45分より議会運営委員会の開会をお願いしたいと思います。
休憩します。

午前11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。
休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（村山修一君） お諮りします。

小野議員より、発議第2号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、及び町長より、議案第27号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程議案として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議案を日程に追加して議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発議第2号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 追加日程第1 発議第2号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番（小野哲也君） 発議第2号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会委員会条例（平成2年条例第18号）の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成30年3月15日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同、鹿又政義、同、加藤勉。

羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会委員会条例（平成2年羅臼町条例第18号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「まちづくり課、」を削り、同条第2号中「産業課」を「産業創生課」に改める。

附則。

施行期日。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提出理由。

羅臼町課設置条例の一部を改正する条例が可決したことに伴い、常任委員会所管事項を変更しなければならなくなり、本条例第2条を改正するものであります。

以下、羅臼町議会委員会条例の一部改正新旧対照表を載せてますので、後ほどお目通し願います。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 発議第2号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第27号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 追加日程第2 議案第27号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の第27号でございます。

平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成29年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,674万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款1項繰越金、2,000万円を追加し9,334万1,000円。財源調整のために繰越金に求めたものでございます。

歳入合計、2,000万円を追加し60億1,674万3,000円。

3ページ、歳出でございます。

7款土木費、2,000万円を追加し1億953万5,000円。

2項道路橋りょう費、2,000万円を追加し1億826万8,000円。

追加の内容につきましては、除排雪に係る費用の追加でございまして、当初予算5,000万円の計上をしておりますが、2月末で4,854万7,377円の支出を見ているところでございまして、したがって145万2,623円の残ということになってございます。今後、排雪をしなければならない各学校のグラウンドあるいは緑町の駐車場、さらには墓地公園に通ずる町道、峯浜水源に通ずる町道の除排雪等もこれから作業を行わなければならない、その除排雪費用と、また3月末までの降雪に対応すべく、経費を見込み、2,000万円の追加をお願いをするものでございます。

なお、別冊として事項別明細書を資料として配付をさせていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

歳出合計、2,000万円を追加し60億1,674万3,000円となるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第2 議案第27号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第12 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第1回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。

午後 1時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員